

# 住まいや不動産を売却する方へ

## 1. 媒介契約書の内容を確認してください

■住まいや不動産の売却の依頼を受けた不動産会社は媒介契約書を作成して売主に渡さなければなりません。

媒介契約書を受け取って内容を確認してください。

■媒介契約書には不動産会社が行なう①レインズへの登録②登録証明書（登録を証する書面）の交付③業務の処理状況の報告（業務報告）④レインズへの成約報告——が記載されています。

## 2. 登録証明書を受け取ってください

■締結する媒介契約によって、次の通りレインズに物件情報を登録する期限が定められています。

「専属専任媒介」…契約締結から5日以内

「専任媒介」…契約締結から7日以内

「一般媒介」…登録は任意

（期限は契約締結当日および休業日を除く）

■登録がされた後、登録証明書が渡されますので、内容を確認してください。

■「専属専任媒介」「専任媒介」の場合、売主は登録証明書に記載されている確認用ID・パスワードを使って専用サイトからレインズに登録されている内容を確認することができます。

## 3. 定期的に業務報告を受けてください

■不動産会社は売主に業務報告（買主を見つけるために行なったレインズ登録・広告等やその反響）を行なうこととなっています。

■締結する媒介契約によって、次の通り業務報告の頻度が定められています。

「専属専任媒介」…1週間に1回以上

「専任媒介」…2週間に1回以上

## 4. 取引成立後にレインズに成約登録されます

■買主が見つかって売買契約が締結されると、不動産会社はレインズに成約登録を

行なう義務があります。